

## 板橋区青少年健全育成功労者感謝状贈呈要綱

[平成18年6月8日区長決定]

(要 旨)

第1条 この要綱は、青少年の健全育成に積極的に活動し、その功労が顕著である者に対する感謝状の贈呈について必要な事項を定めるものとする。

(対 象)

第2条 感謝状は、次の各号の一つに該当する者に対し、贈呈するものとする。ただし、既に本要綱に基づき感謝状の贈呈を受けた者及び東京都板橋区表彰条例（昭和48年板橋区条例第5号）に基づき表彰を受けた者は、原則として対象としない。

(1) 板橋区青少年健全育成地区委員会委員として活動し、その功労が特に顕著である者で、次の一つに該当する者。

ア 現に6年以上活動している者

イ 在任年数が4年以上の者で、地区委員会を退職する者

(2) 地区委員会以外の活動で、次に掲げるいずれかの分野において、引き続き5年以上にわたり自主的に青少年健全育成活動を行い、他の模範と認められる者

ア 青少年をめぐる社会環境の浄化

イ 青少年のスポーツ指導育成

ウ 青少年の団体の指導育成

エ 上記アからウ以外の青少年を健全に育成するための活動

(欠格条項)

第3条 感謝状は、次の各号の一つに該当する者に対しては贈呈しない。

(1) 区内における活動の実績がない者

(2) 専ら青少年健全育成関係業務に従事する常勤公務員

(推 薦)

第4条 推薦者は次の各号の団体の長とする。

(1) 板橋区青少年健全育成地区委員会

(2) 区内の青少年健全育成を目的に活動している団体

2 前項の推薦者は、第2条に掲げる要件を備える者があると認めるときは、その功績を精査し、推薦調書（別記第1号様式または別記第2号様式）により区長に推薦するものとする。

(決 定)

第5条 区長は、前条の規定により推薦があったときは、内容を審査のうえ被贈呈者を決定する。

(贈呈の方法等)

第6条 感謝状の贈呈は、記念品を添えて行うものとする。

2 感謝状の贈呈にあたっては、区長は、教育長との連名により行なうものとする。

付 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年6月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別記第1号様式

# 推 薦 調 書

(宛先)  
板 橋 区 長

年 月 日

板橋区青少年健全育成  
会 長

地区委員会  
印

板橋区青少年健全育成功労者感謝状贈呈要綱に基づき、下記のとおり推薦します。

## 記

ふりがな 氏 名		性 別		生 年 月 日	明治 大正 昭和 年 月 日	歳
職 業		現住所	〒			
基 準	第2条第1号 ア ・ イ					
地区委員会 委員履歴	委員就任年月日	委員退任年月日	在 職 年 数	役 職 名		
			年			
過 去 の 表 彰 歴	名 称		表 彰 者	年 月 日		
活 動 実 績						
退 職 理 由						
特 記 事 項	最近1年間の会議、行事数の合計を 100%とした場合の参加率 %					

(注) 第2条第1号該当者用

第2号様式

# 推 薦 調 書

年 月 日

(宛先)  
板 橋 区 長

代表者 印

板橋区青少年健全育成功労者感謝状贈呈要綱に基づき、下記のとおり推薦します。

記

ふりがな 氏 名		性 別		生 年 月 日	明治 大正 昭和 年 月 日	歳
職 業		現住所	〒			
活 動 実 績	基 準	第2条第2号 アイウエ (○で囲む)				
	活 動 期 間	自 年 月	年 月 数	年 月		
		至 年 月				
	内 容					
過 去 の 表 彰 歴	名 称	表 彰 者	年 月 日			
推 薦 者 の 所 見						
特 記 事 項						

(注) 第2条第2号該当者用